

大阪地方裁判所委員会（第45回）議事概要

（大阪地方裁判所事務局総務課）

平成30年11月29日（木）に開催された大阪地方裁判所委員会における議事の概要は、次のとおりです。

1 日時

平成30年11月29日（木）午後1時30分から午後4時30分まで

2 場所

大阪地方裁判所大会議室

3 出席者

（委員）井田香奈子，上村昌也，小原一泰，加戸正和，黒田美佳，所千夏，長田真里，森長敬，松本岳，花崎政之，小野憲一，村越一浩（敬称略）

（説明者）飯島健太郎，諸井雄佑，大西千流，吉川律子

（事務担当者）北川清，竹口智之，安村義弘，江見正信

（庶務）大西千流，熊澤雄介

4 配布資料

パワーポイントのスライド資料，裁判員制度に関するリーフレット3種類等

5 議題

裁判員裁判事件に係る広報活動の現状について

6 議事

（委員長：■ 委員（学識経験者）：◇ 委員（法曹関係者）：○ 説明者，事務担当者及び庶務：▲）

(1) 大阪地方裁判所長挨拶

(2) 委員紹介等

(3) 前回の委員会における委員の御意見への取組について

▲：前回の委員会では、「専門的知見を必要とする訴訟の現状と課題について」をテーマに取り上げ、まず、「新たな専門分野の専門家情報を得るためには、裁判所としてどのような団体へ、どのような働き掛けを行っていくのがよいか。」について意見交換を行っていただき、委員の皆様から様々な御提案や御助言をいただいた。

ある委員からは、専門委員の推薦について御相談に乗っていただけるとのお話を頂戴したことから、早速、大阪地裁民事通常部に係属中の具体的な事案について、専門的知見を御教示いただける研究者を御紹介いただくとともに、今後も、専門委員の推薦について御相談に乗っていただけることとなった。

また、別の委員からは、消費生活センターにおいては、製品事故等の相談を受けた際には独立行政法人製品評価技術基盤機構（N I T E）にテスト等を依頼しているとの御助言をいただいたことから、同機構の製品安全センターを訪問し、専門委員制度について御説明させていただくとともに、今後の御協力についてお諮りさせていただいたところである。

次に、「多忙な専門家の方々に専門委員・鑑定人として裁判に御協力いただくために、裁判所としてどのような工夫をすればよいか。」について意見交換を行っていただき、委員の皆様からは、専門家の立場からすると、裁判手続に関与する場合には複数人で関与することが望ましいとの御意見を頂戴した。これは、専門家の方々の精神的な負担への配慮だけでなく、複数の専門家によるカンファレンスの有用性、また、専門分野が細分化する中で事案に最適な専門家を選ぶ（マッチング）の観点から御提案をいただいたものだが、早速、専門家が関与する民事調停事件において、異なる分野の複数の専門家調停委員に関与していただいたほか、この御提案の内容を民事部の裁判長連絡会において周知したところである。

その他、委員の皆様から頂戴した御意見を参考にさせていただき、今後、裁判所としても専門家の方々に裁判手続に御協力いただくための更なる工夫を検討したいと考えている。

(4) 裁判員裁判事件に係る広報活動の現状について説明

(5) 裁判員制度ふれあい見学会実演

飯島裁判官及び諸井裁判官により、裁判員制度に関する説明及び模擬証人尋問の実演がなされた。

(6) 質疑応答及び意見交換



◇：裁判所の広報行事は、どのように参加者を募集し、また、どういう方が参加されるのか。

▲：先ほど実演した裁判員制度ふれあい見学会については、10人以上の団体を対象に、ウェブサイトで参加者を募集している。

▲：申込団体の内訳としては、企業や官公庁等の団体、PTA等の一般の団体、大学のゼミ等の学生の団体の3つに大別される。

■：一般の団体の中では、具体的にどのような団体が多いのか。

▲：PTAのほか，シニア団体や企業のOB会などが多いという印象である。

◇：それらの団体は，どのような目的で裁判所の広報行事に参加しているのか。

▲：広報行事に参加された方にお話を聞いていると，各団体において，研修等の目的で外部機関の行事に参加する機会を設けており，その一環として裁判所の広報行事を選んでいただいたというケースが多いようである。

◇：新たな広報行事の実施を検討中である旨説明があったが，既存の行事とどのような点が異なるのか。

▲：現在検討している新行事の内容としては，選任手続，審理，評議といった裁判員裁判の模擬手続を実演し，裁判員候補者として裁判所へお越しいただいた際に行われる手続を体感していただけるようなものを考えている。

◇：新行事は，裁判員候補者名簿に記載された方を対象にするのか。

▲：特定の方だけを対象とはせず，裁判所のウェブサイトやポスター等により広く一般に案内することを考えている。

◇：裁判員候補者の辞退事由として，「事業における重要用務」が増えているとの説明があったが，実際，この事由に基づく辞退申出があった場合，どのくらいの割合で認められるものなのか。

また，裁判員候補者に対して名簿記載通知を送付する際，裁判員制度に関する広報パンフレット等を同封しているのか。

▲：基本的には，裁判員候補者の辞退申出の内容は真実だという前提で判断しており，辞退を柔軟に認めている。辞退が認められない割合というのは，せいぜい全体の一，二パーセント程度といった感覚である。

また，裁判員候補者に対して名簿記載通知を発送する際には，「よくわかる裁判員制度Q&A」という冊子を同封していると聞いている。

○：裁判員の辞退を柔軟に認めているという点については，同意見である。その理由としては，裁判員候補者は虚偽の記載をしてはしてはいけないことになって

おり、申出内容は真実であるという前提で制度が設計されているということが挙げられる。また、様々な職種の裁判員候補者の辞退理由の審査を重ねる中で、辞退を申し出るに至った背景事情や、当該候補者が職場を離れることで事業にどのような支障が生じるのかという点に対する理解が進んでいったことも、辞退を柔軟に認めている要因だと考える。

ほとんどのケースで辞退事由を詳細に記載していただいていることもあり、辞退が認められない割合が全体の一、二パーセント程度というのは、同感である。

◇：先ほど、裁判員候補者の辞退率上昇や出席率低下に係る全国の動向について説明があったが、大阪ではどうなのか。

▲：庁別の統計は持ち合わせていないが、感覚的には全国と同じような傾向だと理解している。

◇：辞退率や出席率について、職業別・男女別の統計はあるのか。

▲：統計資料は持ち合わせていない。

▲：最高裁判所事務総局で、毎年、裁判員裁判の実施状況等に関する資料というものを作成しており、詳細な統計資料等も載っているものだが、裁判員候補者の辞退率や出席率について、職業別・男女別の数値までは確認できない。

◇：広報活動で働き掛けるべき対象層を明らかにするためにも、裁判員候補者の辞退率や出席率について、職業別・男女別の統計を行うのが有用であると考えます。

また、日本の裁判員候補者の辞退率や欠席率というのは、諸外国と比較して高いのか、低いのか。

▲：諸外国の数値については把握していない。

▲：裁判員に選任された人の職業別割合について説明があったが、男女別の割合はどのようなものか。

▲：男性が55パーセント程度、女性が45パーセント程度である。

■：裁判所としては、裁判員候補者の辞退率上昇及び出席率低下を課題と考えて

いるが、66パーセントの辞退率、63.9パーセントの出席率というのは、懸念すべき数値であるのか。それとも、まだ十分多くの裁判員候補者の方に参加していただけていると考えるべきなのか。委員の皆様の感覚をお伺いしたい。

◇：通常は、裁判所からの手紙というと、重みがあって無視できないものだと思うが、出席率が6割という数字を聞くと、一般市民の目には「裁判員候補者として呼び出されても欠席して大丈夫なんだ。」と映ってしまうと思う。

◇：来年（平成31年）の5月で裁判員制度が10周年を迎えるということで、私の所属する会社でも、制度の現状や課題を世間に問いかけるために番組制作を行っており、裁判員候補者の辞退率上昇や出席率低下について取材をしているところである。

陪審制を導入している諸外国においては、出席率が5割を切るところもある中、日本の裁判員制度施行当初は、出席率が86パーセントにも上ったと記憶している。こうした出席率の高さは、出席が法律上の義務であることが随分報じられたことや、国民の間にも、誰も経験したことがない役割を経験してみたいという期待感や高揚感があったことが要因であると思われる。制度施行から10年近くが経ち、出席率は確かに低下したが、数値それ自体は落ち着いたものになってきたという印象である。

また、先ほど、裁判員候補者の辞退を柔軟に認めている旨の説明があったが、辞退が認められない割合が一、二パーセントということであれば、辞退率が高まってくるのはやむを得ないところがあり、そこまで憂慮すべき事態とまでは思わない。

なお、実際にどのような方が裁判員に選任されているのかという点について、非常に気になるところである。最近、著名な事件をいくつか傍聴したが、裁判員の方々は、若い方かお年を召された方が多いという印象を受けた。ある程度審理日数のかかるような事件になると、有職層、特に四、五十代の比較的社会経験が

豊かな世代を取り込めず、裁判員に選任される層に偏りが生じているのではないか。今後は、こうした有職層の取込みが課題であると考える。

■：本日は、裁判所がこれまで行ってきた広報行事を御覧いただいたが、裁判員になることに対する不安を払拭し、参加意欲を高められるような効果的な行事とするために、行事の内容についてどのような工夫や改善が考えられるか。また、できるだけ多くの方に御参加いただくために、周知、案内の方法としてどのような工夫や改善が考えられるか。

◇：本日の広報行事の実演の中で模擬裁判が行われたが、裁判員になることへの不安を払拭するためには、参加者には、裁判官・検察官・弁護人役よりも、裁判員役をやらせてもらうのが有用だと感じた。

また、10人以上の団体申込みを前提に参加者を募集しているとのことだったが、個人での申込みも受け入れた方が、より多くの人に参加してもらえないか。

▲：憲法週間行事等、スポットで実施する広報行事の中には、個人での申込みを受け付けているものもあるが、通年でやっているものについては、団体での申込みのみ受け付けているのが現状である。

▲：裁判員制度ふれあい見学会は、以前は日にち固定制の行事であり、個人での申込みも可能だったが、日にちを固定したことで人が集まらなかったため、柔軟に日時を調整できるように、取扱いを変更したと聞いている。法廷を使用するということもあり、一定程度の人数を集める必要があるため、団体専用の行事となったようである。

○：日にちを固定したために人が集まらないということが続いたので、申込者から希望日を聞いた上で開催するように変更したものである。結果として申込件数は増え、コンスタントに年間20件近くの申込みをいただくようになったが、その反面、個人の方を対象とする通年の広報行事はなくなってしまった。

◇：以前、私の同僚が名簿記載通知の送付を受けたことがあり、裁判員をやってみたいのか尋ねてみたところ、非常に興味があると述べていた。このように、名簿記載通知を受け取った時に制度への関心が最も高まるものだと思うので、裁判所の広報活動としても、そこを活かさない手はなく、例えば、名簿記載通知に、候補者の興味を引くようなものを同封してみてもどうか。

また、裁判員の辞退については、どこか容易に認められるというようなイメージを持たれているような気がする。こうしたイメージが広がりすぎると、有職者が具体的な事件において呼出しを受けた場合、簡単に断れるのではないかと勤務先からプレッシャーをかけられるケースも生じてしまうので、辞退事由の審査はもっと厳格に行い、簡単には辞退できないのだという印象を与えていくことが肝要ではないか。仕事の関係で、アメリカの陪審員の選任手続を見学したことがあるが、例えば、結婚式への出席を理由に辞退を申し出た場合には招待状の、出張を理由に辞退を申し出た場合には航空券の提出を求める等、手続として厳格な印象を受けた。辞退申出を柔軟に認めている現状下では、辞退率が6割に上るのも当然である。

また、先ほどの広報行事の実演の中で、「会社を辞めさせられないか心配だ。」という質問に対して、まず、辞退できる場合についての説明があり、次に、裁判員の仕事に必要な休みを取ることが法律上認められていることについての説明があったが、順序を逆にした方が、出席するのが原則だということが伝わるのではないか。

○：裁判員候補者に対しては、辞退を申し出る場合には裏付け資料の提出を求めており、多くの方にはこれに応じてもらっている。とはいえ、実際には、辞退事由があるのに、資料が提出できないために辞退できないものと思い込んで選任期日にお越しになり、口頭での説明により初めて事情が判明するという場合も少なくないので、常に資料の提出を求めるとなると、辞退事由があるのに辞退が認め

られないというケースが生じてしまう。

■：先ほど、委員から名簿記載通知への同封物を工夫してはどうかとの御提案を頂戴した。最高裁で全国分を一括発送しているため、各庁が希望するものを独自に送るとするのは難しい面もあるが、御提案は非常に魅力的なものである。

なお、裁判員候補者の方の職場に御理解をいただけるよう、当庁では、選任手続期日への呼出しの際には、裁判員候補者の上司に対して協力を求める文書を同封している。

◇：特に中小企業の場合には、休暇を取得しにくかったり、他の人に仕事を替わってもらうのが難しい場合も多いので、裁判員候補者は出席をためらってしまい、また、会社側も従業員の出席を嫌がるということが多いのではないかと。また、裁判員候補者にとっての一番の関心事は、どれくらいの日数拘束されるのかということだと思うので、この点ははっきりさせた方がよい。

▲：裁判員制度ふれあい見学会では、一般論としておおよそ何日くらいかかるかということはお伝えしている。

■：選任手続の際には、審理に要する日数はわかるのか。

▲：裁判員候補者を選任手続期日に呼び出す際には、当該事件の審理日数や1日にかかる時間をお知らせしている。

◇：広報行事に関し、学生については毎回申込みのある学校もあるが、企業では再度の申込みはあまりないという説明があったが、企業の場合は、学生と異なり、構成員が毎年大幅に変わるものではないから、同じ企業から複数回の申込みがないということ自体は、特に大きな問題ではないと考える。有職層へのアプローチとしては、できる限りいろいろな団体に接触するのがよいと考える。

また、裁判員制度を国民にとって一層身近なものとするためには、広報行事において、裁判員の方が感じた不安等も含め、できる限り生の声を伝える工夫があるとよいのではないかと。

▲：裁判員の方の生の声を伝えられるよう、裁判員経験者の方々に裁判員制度ふれあい見学会や裁判員制度出張説明会へ参加していただくことを検討しているところである。また、新たに実施を検討している広報企画でも、裁判員経験者に参加していただき、御自身の体験をお話していただくということも検討している。

さらに、当庁では、裁判員経験者の意見交換会も実施しており、議事録をウェブサイトに掲載したり、報道機関にも参加していただき、意見交換の様子を報道していただくということもしている。

◇：裁判員候補者を選任手続期日へ呼び出すに際しては、職場の上司宛ての書面を同封しているとのことだったが、裁判所から職場に対して直接職員の派遣を依頼するという方法は採らないのか。特に中小企業の場合には、会社宛てに直接依頼をした方が協力を得やすいものと思われる。

▲：裁判員候補者は、選挙権を有する国民の中から機械的に選ぶということになっており、会社を指名するというものではない。裁判員候補者になったことを公にしてはいけないということもあり、裁判所から、会社に対して書面を送付するのは難しい。そのため、裁判員候補者の呼出しの際には、上司宛ての書面を同封するという方法によっているのである。

◇：一般市民にとっては、裁判所からの郵便物には相当のインパクトがある。裁判所から直接頼まれているということになれば、経営者の考えもだいぶ変わらるであろうから、会社宛てに書面を別途送るだけでも、出席率が上がるのではないか。

また、裁判員制度は、司法への国民参加のためのものであるから、候補者を外れた場合にはセミナーを受けてもらう等の代替措置があってもよいのではないか。

○：選任手続期日に呼び出す時点では、裁判所は、裁判員候補者が有職者であるか、勤務先はどこかといった情報を把握していないため、経営者に対して直接依頼を行うのは難しいところがある。先ほどの説明にあった、候補者宛ての郵便物

に上司宛ての書面を同封するという当庁の方法は、今年（平成30年）の4月から始めたものであるため、まずは、この方法でどれほどの効果が得られたのかを検証していきたい。

また、裁判員が辞退した場合にはセミナーを受けてもらってはどうかとの御意見を頂戴したが、これまでは、裁判員制度ふれあい見学会や出張説明会といった当庁の広報行事については、ウェブサイト等で一般的に案内を行うとともに、裁判員や補充裁判員になった方に対しても、これらの行事のチラシを配布していた。こうした方法に加え、最近では、選任手続期日に出頭したが結果として選任されなかった裁判員候補者の方に対しても、広報行事のチラシを配るようになっている。

◇：裁判員候補者の欠席の割合が増えれば、これまで以上に多くの方を呼び出す必要が生じるであろうが、そうすると、せっかく出席したのに選任されなかったというケースが増えることも考えられるので、裁判所の広報活動としては、いかに裁判員候補者の出席率を低下させないかということが重要になってくるのではないかと。そして、出席率を低下させないためには、裁判所は、裁判員裁判に関する生の情報や最新の情報を国民に伝えていく必要があると考える。

制度発足時には、法曹三者とも、多くの事件は3日程度で終わる等、国民にとっての負担が軽いということを積極的にアピールしていたが、現在では、審理日数の平均が10日を超えていたと記憶している。充実した審理を行うために一定程度の日数を要するのはやむを得ないものだが、裁判所の広報は負担の軽さに重きを置いているため、実態が伝わりにくいところがある。裁判員候補者としても、審理日数はそんなにかからないと聞いていたのに、実際に呼び出されてみたら審理に2週間もかかるということであれば、選任手続に出席する意欲を損なうのではないかと。裁判所としては、多少聞こえが悪くても、裁判員経験者の生の声を取り上げる等して制度の実態を伝え、裁判員候補者にある種の覚悟をもっていただ

けるような広報をしていくべきである。

加えて、国民の多くがインターネットで様々な情報に接する今日においては、裁判所は、これまで以上にウェブサイトを充実させていく必要があると考える。

▲：広報行事等を通じて、正確な情報をお伝えするようにはしている。また、裁判員の方からは、「ある程度審理日数はかかったが、充実した審理ができて満足感を持つことができた。」という御意見を頂戴することは多く、裁判所としても、こうした御意見を積極的にアピールするようにはしている。

▲：ウェブサイトの管理は最高裁判所で行っているため、各庁が独自にフォントやポイント等を変更できるものではない。また、視覚障害をお持ちの方にもウェブサイトを御利用いただけるようにするため、音声読上げソフトに対応できるように、極力、テキスト形式で記事を掲載している。そのため、文字が多くて見づらいため、ウェブサイトのスタイルとして古いという御指摘をいただくことがある。

また、裁判所ウェブサイトの中には裁判員制度専用のページも設けており、様々な動画を見られるようにする等して、裁判所なりに工夫を施すようにはしているが、委員の御意見を踏まえ、当庁としてできること、上級庁に働き掛けていくべきことを検討し、引き続き改善していきたい。

■：ウェブサイトで裁判員制度について作成した映画を動画配信しているが、国民の皆様へその存在をより認知していただけるよう、一層の工夫が必要である。

◇：本日、裁判所に来る前に裁判員制度のウェブサイトを閲覧したが、「動画配信」とだけ書かれたバナーがあり、具体的に何の動画なのか判然としなかった。テーマ別に動画をまとめた方が分かりやすいのではないかと。

また、裁判員経験者との意見交換会の議事録には、小さいお子さんを保育所に預けながら裁判員として参加された方等の体験談が記載してあったが、このように、裁判員の職務と育児や仕事との調整等について、具体的な経験やエピソードが分かると、これから裁判員になる方の参考になるのではないかと。

○：鳥取では、裁判員経験者と裁判官が対談する形式の座談会を公民館で実施したことがあるそうである。このように、裁判員裁判の具体的な様子を一般市民の前で語り合い、さらにその様子が報道されるというイベントは、広報行事として効果的だと考える。

また、裁判員候補者名簿に記載されたことで制度に対する関心が高まり、その後、選任手続期日に呼び出されたものの選任に至らなかったという候補者もいるが、そのように一度関心を持たれた方をそのまま手放すのではなく、広報行事に参加してもらおう等してはどうか。一度関心を持たれた方を媒介に広報を行うことは、裁判員制度を広く一般に伝えていく上で効果的ではないか。

○：裁判員制度施行後3年目くらいまでは、制度を何とか定着させようと、前向きな広報活動が展開されていた。年数が経ち、制度が安定的に運用されていく中で、徐々に問題点も明らかになってきたところでもあるが、制度の問題点や一般のイメージと乖離した部分も含め、国民に対して、より正確な情報を伝えていくことが重要だと考える。そうすれば、裁判員候補者にとっても、事前に知っていた情報と体験する事実の乖離が小さくなり、出席率の低下も下げ止まるのではないか。

また、有職層の取込みについて説明があったが、有職層は、裁判に参加することでどれほど仕事に影響があるのかを心配しているものである。仕事への影響やリスクをどのようにして乗り越えたのか、特に審理日数のかかった事件の裁判員経験者から生の声を聴く機会を設けてはどうか。

○：複数の委員から御指摘をいただき、裁判員経験者の生の声を伝えていくことが重要であることを認識した。

■：新たに企画検討中の広報行事について、御意見はないか。

◇：現在のところ、裁判員裁判には、時間に余裕がある人しか来ていないという状況だと思う。先ほど、有職層への働き掛けが重要であるとの説明があった。確

かに、大手企業では、有給休暇での対応や不在職員のバックアップ等、従業員を裁判員として裁判に参加させる仕組みを構築できているところも少なくないが、中小企業等の現場では、特にサービス業を中心に、昨今、人手不足が深刻であり、そうした仕組みを構築できない企業が多いのも事実である。

こうした現状を踏まえると、有職層においては、広報企画に参加すること自体が難しく、企画に接点を持つこと自体がそもそも難しい。本日説明のあった新企画についても、有職層への訴求力が決して高いものとは言えないと考える。

◇：制度に最も関心を持っているのは、やはり、名簿に記載されて現に裁判員として選任される可能性のある人であろう。名簿記載通知に広報行事の案内を同封する等し、最も関心を持っている層にターゲットを限定して広報行事を行うことはできないのか。

▲：名簿記載通知は最高裁から一括して送付しており、直ちに方法を改めるのは難しいこともあり、新たに企画検討している広報行事においては、時機を見て、ウェブサイトやポスター等で案内することを考えている。

■：最も関心が高まっている層に広報企画を打ち込むべきとの御指摘はもっともであり、裁判所としても検討していきたい。

◇：仕事の引継ぎ等、必要な準備をした上で選任手続期日に出席したものの、実際には選任されなかったとなると、失望する方も多いと思う。こうしたマイナスイメージが発信されてしまうと、ますます出席率が低下することが懸念されるので、裁判員候補者に対しては、個別の事件で選任手続期日に呼び出す前に、名簿に記載された段階で広報行事を行うべきだと考える。

◇：裁判員制度について、経営者に対する広報活動は行っているのか。特に中小企業に勤めている方にとっては、裁判員候補者として呼出しを受けた場合、会社や上司の意向がとても気になるころだと思うが、逆に言うと、会社や上司の理解が得られれば、だいぶ参加しやすくなるのではないか。その意味で、中小企業

の経営者層をターゲットにした広報活動も重要だと考える。

▲：数年前だが、大阪商工会議所に裁判員制度ふれあい見学会と裁判員制度出張説明会の広報活動に伺ったことがあると聞いている。

◇：制度の内容というより、従業員が裁判員に選ばれた場合にどれくらいの期間拘束されるのかを説明する等、経営者の視点に立った広報活動を行うべきだと考える。

○：只今の御指摘は、従業員の方が裁判員に選ばれた場合、どれくらいの間不在にするのか、その間仕事をどのように調整しなければならないのか、具体的な日程はいつ分かるのか等、経営者がマネジメントを行う上で知りたいであろう、経営者目線で必要な情報を取り上げた広報が肝要だというものと認識している。

◇：そのとおりである。

○：経営者との関係に限らず、広報活動においては、対象となる層に応じて必要な情報を取り上げて内容をカスタマイズしていくことが重要であると考えます。

◇：有職者が裁判員裁判へ参加しやすくするためには、経営者の理解を得ることが必要である。例えば、名簿に記載された時点で、個々の勤務先を把握し、経営者に対して働き掛けるのがよいのではないかと。

◇：新企画は、裁判員制度ふれあい見学会と比較してどこが新しいのか。内容が大きく変わらないのであれば、既存の広報行事に個人で参加してもらえば、名簿記載通知を受けて最も関心が高まっている層を取り込むことはできるのではないかと。

▲：ピンポイントで特定の層にターゲットを絞って広報を行うのは難しいところもあるが、裁判所では、現在、ウェブサイトにおいて、名簿記載通知を発送した旨のお知らせを掲載しており、それと足並みをそろえる形で、平成31年2月に当庁で新しい広報行事を行う予定であることを記載し、名簿記載通知を受けた方の興味が向くようにしている。

○：新たな広報行事は、実際に自分が裁判に参加することを、現実感をもって受け止めている方をターゲットに行おうというものである。

そのため、企画の内容としては、単に制度を説明するのではなく、呼出しを受けた裁判員の視点に立った形で、選任手続、法廷での審理、評議といった一連の手続を説明し、手続の各段階で具体的にどのような情報に接し、どのような説明を受けるのかという点を理解していただけるようなものにしたい。裁判員経験者の方にサポーターという形で参加していただくことも考えている。行事の内容それ自体は、裁判員制度ふれあい見学会や出張説明会といった既存の行事と比較的近いのかもしれないが、情報の切り取り方を変えていきたいと考えている。

7 次回のテーマ

民事訴訟のIT化の現状について

8 次回期日

平成31年3月5日（火）